# フリードリッヒ・リスト(2)

## 赤羽豊治郎

Ш

かくて、われわれはかれの経済思想を要約する段階に達したが、元来かれの当初の執筆腹案は、「農地制度・零細経営および国外移住」(1842年)によると、(1)農地制度と農地改革(2)工業制度と工業政策 (3)交通制度と交通政策 (4)財政制度 (5)司法制度と行政制度 (6)国防制度 (7)国家制度と議会制度 (8)国民の精神とそれが生産力および富の獲得に与える影響 (9)国際関係と対外政策という順序に従い、その包懐する国家学体系を示すにあつた。

このうち、農業制度はかれのヴルテンベルクの官吏時代、最初(1816年)に手がけた経済学上の主題であつた。当時、西南独逸の農業経営は零細農業が支配的であり、リストは「その平均規模を数モルゲンとしその上限を20モルゲン」とみ、鍬を「犁に代えたり借犁によつて働いたりする農地経営」であつた。しかも、この種の農地は各地に分散し、いわゆる交錯圃をなしていたのである。かような農業経営が普及するところでは、「多数の農民がジャガ芋を食つて命をつなぐジャガ芋経営となり、農民は良く扱われた奴隷にも劣る」とみられた。かくの如きは、農地の分割が放任されているがためであつて、それはフランスの独逸占領によつて拍車をかけられたという。じじつ、ライン・ネッカー・マイン河畔の一部では「もはや犁さえない大きい村があるし、また分割地がこれ以上細分できぬため娘のためには一本の木を嫁入の財産として与えている村もある」、と記録された。ところへ、1816年の異常な凶作が訪れ、1829年にはライン沿岸にジャガ芋病の発生をみ、以後各地に季節的に蔓延したのである。

かような土地細分の弊はたんに農業上のみならず,政治的にも困窮せる零細農はもはや完全な市民でなく,「代表制度と自由な制度全体がよつて立つ地盤を掘り崩し,専制主義と官人主義に門扉を開く」が故に,全国家的見地から,これが解決を急がねばならない。農業経営にも最も適合する制度として,リストが確信をもつて推賞する農地制度は「中小経営が原則であり,大経営と零細経営とが例外をなす制度である。」ここに中経営とは $80\sim200$  アッカーの土地経営をいい,小経営は少くとも一隊の型を完全に働かせる20 モルゲンないし80 モルゲンの農地経営を指す。ところで,かれが描く農場の広さは具体的に $40\sim60$  モルゲンの標準である。

過度の土地細分の行われる国での農地制度の創設は、まず零細経営の蔓延を食い止めることである。その方法は部落制度と交錯圃制度を部分的に解体させ、土地整理を行い、経営の零細化を阻止し中小農場に移行せしめる。また土地整理を容易かつ活潑ならしめるため、同時に村有地と国有地とを漸減せしめることが必要である。

かくすることによつて、「今日まで交錯圃のなかに存在している中小経営を永久に維持し得る許りでなく、すでに零細経営が蔓つているところにも、再び中小経営をつくり出すことができる」結果、土地を失う農民は都会に出で工業に労働力を提供できるし、「農村では零

細経営による場合より遙かに多くの余剰生産物がつくられ、工業製品に対する遙かに多くの需要が生れ、農業は社会にとつてはるか利益の多い方法で経営され、人口の増加よりも家畜の増加が大きくなり、――零細経営ではこれと正反対の関係が生れる――、したがつて都市と農村との福祉は相共に促進される。国家にとつては、この制度によつて有能な農民――それが土地所有者であれ小作人であれ――の階級が生れる。」(傍点は原文)かれらは「豊かで教養があり、」それによつて自立している中産階級で「最も有力な国家市民」であり、各コルポラチオンの農業部門の代表者として商工業に対するその活動は注目さるべきであろう。

この種の施設をもつてなお零細農が残存する場合,「良く組織されかつ有効な国外移住」が重視さる。かれの植民論は当時の代表的論策の一つと考えられてい,更にかの独逸移民の海外移住(北アメリカ)を避け,ドナウ下流の諸国,就中ハンガリーの入植をすすめ,ゲルマン=マジャール東方帝国の構想に進展するのである。が,いずれにせよ,全独逸の農業がこういう方法で組織されれば,「次のような50万の農場――富裕で教養のある農民がこれを経営しここに住み,その一人一人が国防のため一人の息子を,必要とあらば騎馬を差出し,しかも国家市民として一般の義務を完全に隅々まで果すことができよう。そうすれば人人は,農地制度こそ社会のあらゆる事柄のうち最も重要な問題であり,しかも,この問題が価値の理論の原理によって解決できないものであることを,確信するであろう」と結んでいる。(傍点は筆者)

- (1) List, Die Ackerverfassung, die Zwergwirtschaft und die Auswanderung. 1842, 小林昇氏 訳リスト「農地制度・零細制度および国外移住」世界古典文庫(昭和24年)211頁及び同氏「リストの生産力論」4頁以下。なお、エドガア・ザリーンは「農地制度論」に就て次の如く述べている。「ひとは、マルクスの資本論がかれの計画した体系の最初の部分であり、その続巻で土地所有・賃金労働・国家・外国貿易や世界市場を取扱う筈であつたという事実を明かにしなかつたと同様に、(リストの)国民的系体が広範囲に計画され、新分野を数えていたことを知つていなかつた。従つて、リストの農業論を見落し、かれの各国民の農工業調和論や、国内市場の重要性の理論をも看過した。」Edgar Salin, Geschichte der Volkswirtschaftslehre. Vierte Auflg. Bern. 1951. S.131.
- (2) List, Wider die unbegrenzte Teilung der Bauerngüter. 1816. 小林氏 前掲書151頁。
- (3) List,「農地制度」40頁。
- (4) 「交錯圃とはすなわち、すべての農民が部落のなかに集住的に生活しきわめてさまざまの位置に分れつつ村域内に散在している多くの小耕地を、この中心点から耕すという制度である。」67頁。
- (5) List, 前掲訳書 56頁。
- (6) 拙稿。「ロバート・フォン・モールの人口論」松商論叢第5号(昭和33年)119頁。
- (7) List, 前掲訳書26頁。なお, リストは 官 人 経 済 の欠陥を認め, これをコルポラチン制度と比較し, コルポラチオンの「精神的・経済的な健全性」が必要であり, 農業部門では能力ある国家市民たる中産農民の重要さを主張する。小林氏「フリードリッヒ・リスト研究」昭和25年65頁。

「官人経済にあつては、社会のあらゆる成員の参与を許さぬ、国家行政の集中と身分階層的秩序とが最も徹底的に実現されている。真の立憲的秩序はこの身分階層のほか、村落から国民的結合に至るまで次第に積み上げられてゆくコルポラチオン制度を必要とする。この制度の一つ一つの階梯はその独自の社会目的に関して自由かつ独立に行動し、ただ一層高次の共同目的に関してのみ、一層高次の法律と権力とに従うものである。」(傍点は筆者)リスト、前掲訳書注 122 頁。

(8) List, 前掲訳書 41頁。中農を支配的とする農地制度下の大農に就てのリストの見通しに関しては 41—42頁。

- (9) List, 前掲訳書 93頁。
- (10) List, 前掲訳書 120頁。
- (11) List, 前掲訳書 67頁。
- (12) List, 前掲訳書 68頁。
- (13) List, 前掲訳書 100頁。
- (14) 小林昇氏,前掲 「リスト研究」 22頁 注25.
- (5) R.v. Mohl, Die Polizei = Wissenschaft. Erster Band. Tübingen. 1844, S. 127. Anm. 5.
- (16) List, 前掲訳書。218頁。

### W

ところが、かれの執筆は必ずしも叙上の順序を追うものではなく、「最後の巻が最初の巻」となった。この変更は直接には、かれの旧友ボウリング Bowring 博士の外交的要務を帯びた訪独に関連があり、「ジェリコの都壁は単にこれを建設すべきのみでなく、またこれを防禦せねばならぬと悟った」ためである。当時独逸は1815年に至るも小邦分立し、互に高き関税障壁を築き隔離の状態にあり、全体としては未だ関税政策の如き関税領域の統一を欠いていたから、独逸市場は外国商品に対し殆んど完全に公開されていた。かかる事情はこの国が大陸封鎖の撤廃後の英吉利のよきダンピング市場として狙われ、英国商品の流入は漸く発展の堵についた独逸工業を芽生のうちに刈りとることになった。このような事態の認識がリストの国民主義経済学成立の機縁となり、フィヒテやミュラーによって次第に培われた独逸国民主義の主張がかれの経済学体系に結実するに至った。

リストは主著の序文で,上記の如くその全建築を国民体の性質のうえにおく,と述べてい る。国民体はその後の叙述では国民となつている、それらはかれの経済理論の至上理念とも いうべきものであり、同時に「たんなる文法上の発明」(クーパー)でなく「合理的存在およ び真の実在たる一切の性質を兼ねるもの」と規定された。しかも歴史の成果であるが故に、 その建設の事業は「重要かつ名誉ある仕事」とも考えられていたのである。この観念はすで に「アメリカ経済学綱要」の第二信に現われる。「国民経済の観念は国民の観念に随伴して 生ずる。国民なるものは個人と人類との間の媒介物であり、諸個人の独立せる集団である。 それは共通の政府・共通の法律・権利・制度・利害・共通の歴史、名誉・権利・財産・生命 の共通の防禦および安全を有し、他の独立の団体に向つて自己の利害の命ずるところに従つ て行動する団体を構成するものであり、その内容においては最大量の福祉を、また他の国民 に関しては最大量の安全を創造せんがために、構成員たる個人の利害を規制 する力をもつ ものである。かかる団体の経済の目的は個人経済および万民経済における如く単に富でなく て、力と富とである。何故なれば国民的な力は国民的な富によつて増進され確保されるから である。それ故にその指導原理は単に経済的なものであるばかりでなく,政治的なものであ る。個人は非常に富裕な場合があるかも知れぬが、もし国民に彼等を保護する力がないなら ば、個人も国民と共に永年かかつて蓄積した富・権利・自由・独立を一朝に失うであろう」 また、「如何なる国民も独自の経済をもつ」というが如く、この文章のなかに、われわれは 主著に展開されたリスト経済学の原型をみいだすことができる。(傍点は筆者)

かような国民の実状をみると、 ある国民は巨人であり、 他の国民は侏儒である如く、 文

明・半開・野蛮の差がある。未開人を開花し、弱小国を強大ならしめるのが政治の任務である。」あらゆる面において発達せる国民が正常国民である。この段階の国民に到達するため、国家は外国の優れた経済力に対抗し得るまで、自国の一切の勢力を培養せんとする国民的努力を指導しなければならぬ。この構想こそ、かれの全体系の背柱をなしてい、リスト経済学の中心概念たる生産力理論は拠点をここに有し、スミス学派(セイ、クーパーをふくむ。以下学派と呼ぶ。)の「価値の理論」と対決するのである。

リストの学派に対する批判は、国民主義の見地から、(1)学派の万民的性格 (2)交換価値主 義と (3)分業論に対して行われる。その一。リストはスミスを重農主義の単なる継承者であ るといい、その経済学は全人類が如何にすれば幸福となることができるかを教える科学とな る。政治経済学すなわち或る特定の国民が特定の世界情勢の下において如何にすれば農業・ 工業および商業によつて幸福と文明と勢力とを招致し得るかを教える点に限定されている科 学と相対立する。」学派はかく出発点においてすでに国民性と国民的利益を看過した。かかる 万民的傾向は,「世界貿易の絶対的自由という万民的理念を是認することをその使命とする。」 その二。リストは学派が一国の富を交換価値の集積とみなし、資本は節約によつて生ずとい う見解を非難しつつ、生産力の理論を展開する。「これらの富は短い期間個人の生計を保証 し得るが、欠乏と困難に対し長期の保護をなし得るものでない。個人は富すなわち交換価値 を所有しているかも知れないが、併し価値ある物を創る力を消費する以上に生産しているな らば、富裕となる。従つて富を創造する力は富よりも無限に重要である。」とれ、(18) 無限の生産力を大なる富とみなす所以であろう。また資本は生産過程において形成され節約 に基づかず、もし全国民がただ貯蓄(節約)に狂奔すれば各産業は萎縮するの外はないとも 批判する。更に交換価値の理論は「交換価値を研究対象とするため,豚を飼育するものは社 会の生産的な一員であつて、人間を教育する者は不生産的なる一員となる。これは豚を肥育 し風笛または丸薬をつくる者は生産的であるが、青年および成人の教師・芸術家・医者・裁(20) 判官・行政官等はさらに一そう生産的であると訂正すべきである。」 これらの人々の 精神的 労働は直接(物質的)富を創らないが、富の所有より一そう重要な生産力を創る。かくリス トは精神的諸力に優越の地位を与え、ゾーデン以来の独逸経済学の伝統に従い、精神的資本(22) なる新概念を仕上げたわけである、精神的資本は国民の知的ならびに社会的状態の、「以前 に生を享けているあらゆる時代の人々の一切の発明に改良・完成および勢力の集積の結果で ある。」要するに、「一国民の繁栄はセイの信じているようにその国民が富すなわち交換価値 を蓄積すればそれだけ大となるものではなくて、国民がその生産力を発展せしむればせしむ るほど,それだけ大となるものである。」その三。 リストは分業に就てスミスが種々の作業 を多くの人間へ分割する作業分業を明かにし留針製造の例に満足し,遂に「作業の分割は共 ことに想到しない。分業の本質は分割のうちに存せず、結合のうちにある。「種類を異にする諸々の行為と見解および力を一つの共同的生産のために結合しまたは統一することであ る。」と説き,スミスが僅かに関説した職業分業を重視する。(傍点は原文)進んで,「物質 的生産における 作業の最高の分割および 生産諸力の最高の 結合は農業と 工業とのそれにあ る。両者は互に制約する。」

叙上の如く,リスト経済学は学派のそれと異なり,その立論は国民体の建設に関連し,生産力の増大こそ,この課題に応えるものとみられ,政治経済学の目的ともなつている。従つ

て、生産力はもはや交換価値主義で律し得られず、反つて独自の対象と研究方法をもつことになる。その研究は「一国民内における生産力およびこれが消長の原因」に就て行う。国民生産力はたんに生産力のみならず、生産力を生産するという動態的機能を指す。この方針は学派が富を静態的・物質的に把えたと信じて打出したものであり、また、学派が孤立化的「分析方法を取入れ効果を挙げた」に対し、専ら「諸国民の状態をその総体性において」究めんとして、有機的相関主義ともみるべき方法を進め、経済を他の社会的・政治的事象との関係を通じて明かならしめる。

かれは国民生産力の規模を決定する源泉にふれるとき、この方法を用い、「国民はその生産力を各個人の精神的および物質的諸力から、或はその社会的・市民的・政治的状態ならびに制度から、或はその自由にし得る天然資源から、或はその手中にある資材や以前の精神的および肉体的努力の物質的産物(物質的な農・工・商業資本)から汲取る」といい、われわれが最初に抄文列挙せる諸制度はその実例である。これらの源泉は(1)個人の精神的・物理的素質(2)社会的・市民的・政治的状態(3)自然的資源等に要約され、それぞれ国民生産力の一部となる。リストはこのうち、精神的諸力や政治的諸力を重視する。前者はその持論たるいわば精神至上主義の発露、後者は「綱要」でふれた「力(政治力)と富」の相関の主張を再説したとみることができよう。ことに、学派がこの「政治的勢力と国内の富との均等的発達の価値」を誤認せるを難じ、論理の確証を英吉利の歴史に求めて次の如く説くのである。「政治的勢力は外国貿易および海外植民地を通じて国民にその幸福の増大を保証するのみでない。それは内面的幸福と物質的富とは比較にならぬほど重要なる国民の全存在との保有をも保証する。英吉利はその航海条例によつて農業力を他の諸国民の上にまで伸長することが出来たのである。

次に生産力の効果ある発展は一切の生産諸力と、国民的分業の国民的結合にまたねばならぬ。「国民における最高の作業分業は精神的作業と物質的作業とのそれである。両者は互に制約する。」「物質的生産における作業の最高の分割および生産諸力の最高の結合は農業と工業とのそれである。両者は既に述べたように互に制約し」生産諸力の調和を得る。(傍点は原文)しかも、この生産諸力の結合は生産部門の間に空間的に行われる許りでなく、時間的にも行われる。後者をリストは「恒久性と作業継続の原理」と名づけ、経済の連続性を主張する。そして、この原理は「如何に短く如何に軽微な中絶でも衰微の作用を受け、長い中絶は致命的作用を受ける」工業には殊のほか重要である、と説くのである。

ところが、かかる諸部門の均衡調和は各人の行動に放任して得られるのではなく、国家の 指導・規制が必要となる。かように国家は国民生産力の担当者として表面に 現われるので あり、国民の独立と輝しい未来を期待するとき、「眠れる生産力」を醒すだけでない。一歩 進んで、生産力を培養する権利と義務をもつに至ろう。

- (1) Sir John Bowring (1792—1872) の外交的使命に就き、リストはメルボーン内閣の貿易局長ラブシェールがボーリングを独逸に派遣し、穀物・木材の輸入と交換に独逸市場を英吉利商品に解放せしむるにあつたと指摘している。List, Das nationale System., S.501. 前掲訳書下巻 206頁。
- (2) ジェリコ Jericho は西アジアのヨルダンの北部にあり、 I 旧約聖書ヨシュア記によると、ヨシュアの率ゆるイスラエル人によつて攻略さる。その都壁は事前にヨシュア軍の密偵の破壊工作の対象となったという。
- (3) List, Ebenda, S. 2, 前掲訳書上巻 2 頁。

- (4) F. Meinecke, Weltbürgertum und Nationalstaat München. 1915. 矢田俊隆氏訳「独逸国 民国家の発生の研究」(昭和18年版) なお, リストは不思議にもフィヒテやチューネンの著書を研究 していないという。またロードベルトウスも。Gehrig, Vorwort zu Lists nationale System, xxx. und Friedrich List. S. 333.
- (5) List, Outlines of American Political Economy. 1827. 正木氏訳「アメリカ経済学綱要」(改造文庫) 昭和17年,75頁。
- (6) List,「農地制度」211頁。
- (7) List 綱要, 前掲訳書 22-23頁。
- (8) List, 前掲訳書 63頁。
- (9) 久保芳和博士,「アメリカ経済学史研究」(昭和36年) 134頁。
- (10) List, System, S. 268. 前掲訳書上巻 268頁。
- (11) 「正常的な国民は共通の言語と文学とを有し、種々の資源に富み、広大にしてよく整つた領土と大なる人口を有している。農業・工業・商業および航海業は、ここでは均等な発達を遂げている。芸術や科学・教育施設や普通教育は、物質的生産と同じ高さに在る。」List, Ebenda, S. 269. 前掲訳書 268頁。
- (12) 堀経夫博士のリスト理論要約の視角に従う。同氏「経済学史通論」285頁。
- (13) List, Ebenda, S. 205, 前掲訳書 209—10頁。
- (14) List, Ebenda S. 205, 前掲訳書 210頁。
- (5) 「リストの交換価値ということは、現在の利益の集積すなわち或る瞬間に存在する物質的利益というにすぎない。これは必ずしも良い言葉ということは出来ない。それを文字通り取ると、若くはそれに重要なる意義を与えんとすると、大なる誤りに陥るでおろう。」シャルル・ジイト及びリスト両氏著・宮川貞一郎氏訳「経済学説史」上巻(昭和14年)381頁。
- (6) リストは資本を「綱要」では自然的・精神的ならびに物質的資本の三者をあげ、「体系」で私的資本と国民的資本に区別し、物質的国民資本を農業資本・工業資本と商業資本に分け、それらは互に制約の関連にある、更に、物質的国民資本は国民的精神資本を制約する、とも説く。 List, Ebenda. S. 328. 前掲訳書 下巻 44頁。
- (17) List, Ebenda, S. 220. 前掲訳書 上巻 224頁。
- (18) List, Ebenda S.130 前掲訳書 138頁。
- (19) List, Ebenda. S. 327. 前掲訳書 下巻 44頁。 この過度の節約に対する発言は注目されてよい。 小林氏訳「農地制度」105 頁及び 237 頁の各注をみよ。
- (20) List, Ebenda. S. 231. 前掲訳書 上巻 234頁。
- (21) List, Ebenda, S. 228. 前掲訳書 231頁 注。
- (22) 拙稿「独逸経済学における国民経済の意味」関西大学・経済論集第9巻,第6号,27頁。
- 23 List, Ebenda, S. 228. 前掲訳書 232頁。
- (24) List, Ebenda, S. 233. 前掲訳書 236頁。
- (25) List, Ebenda. S. 240. 前掲訳書 242頁。
- 26 List, Ebenda. S. 251. 前掲訳書 252頁。
- (27) List,「綱要」前掲訳書 48頁。
- 28 List, System. S. 459. 前掲訳書 下巻 166頁。
- (29) List, Ebenda. S. 229. 前掲訳書 233頁。
- (80) 「そもそもリストの経済的思惟における根本的態度は何処にあるかと云えば、経済現象をあらゆる他の政治的事象と相互に影響し合うものとして、国民の全体歴史の一部面として生起するところの歴史的実践的過程として把握する態度にある。されば彼の経済思想は、歴史的社会的現実在の中から単に経済という封鎖的な領域を孤立化せしめて、その領域の内部における経済的諸関係の一義的明瞭性

と自己法則性を探究する方法とは根本的に異つている。」板垣氏, 前掲書, 294頁。

- (31) List, Ebenda, S. 322. 前掲訳書 下巻 39頁。
- (32) List, Ebenda, S. 323. 前掲訳書 39頁。
- (33) List,「綱要」前掲訳書 23頁。
- (34) List, System. S. 229. 前掲訳書 上巻 233頁。

ところが,アルツール・ゾムマーは政治の優位を説く。「国民的体系のいたるところで,国民一般に独立を得しめ,かつこれを維持する政治の優位,すなわち経済の勃興は政治活動の結果である,という典拠をみいだす。」 A. Sommer,Friedrich Lists System in politischen Ökonomie,Jena. 1927. S.56.

- 35 List, Ebenda. S. 280. 前掲訳書 279頁。
- (36) List, Ebenda. S. 251. 前掲訳書 252頁。
- (37) List, Ebenda. S. 400. 前掲訳書 下巻 111頁。
- (38) List, Ebenda. S. 405. 前掲訳書 115頁。

あり,後進国独逸の政策目標となつている。

(39) J. Baxa, Ebenda. S. 270.

V

ここに始めて、 リスト の政治経済学(経済政策学)が 意味あることとなる。 いま問題を (1)政策主体たる国家 (2)政策目標および (3)政策施設にしぼり、かれの所見を追求しよう。 まず、国家であるが、主著では国家は国民と同義とみられる。元来、リストの国民概念は頗 る多義であり、現にゾムマーはこれを(1)国民感情の現われ (2)有機的概念 (3)正常国民およ (3)び (4)帝国主義国民に分つ。尤もこの分類はそれぞれリストの国民概念成長の経過を示す里 標ともみることができる。ここで、国民に就てのかれの著名な一節を引用する。「個人と人類 との間には、その特殊の言語と文学とを、その固有の血統と歴史とを、その特殊の風俗と習 慣・法律と制度とを,その存在・独立・完成および永続に対する要求を,また区画された領 土を有する国民が介在している。それは精神と利益との無数の紐帯を通じて独立に存在せる 一つの全体に結合し、互に法律を承認し合い、そして今のところ未だ自然的自由を保持し一 つの全体として同種の諸社会に対立し、従つて現在の世界情勢の下においてはただ自らの力 と手段とによつてのみ独立不覊を主張し得るところの社会である。」 これは一般に国民の有 機体的解釈を許す定義とみなされているが、ミュラーのそれとはなお開きがある。またかれ に上記の正常国民なる合理的概念がある。その重要さについて、「これはリスト経済学のな かで特に注目すべき国民の特殊概念であつて、独逸におけるその実現にかれの生涯作が捧げ られた。」といわれ、農工商部門の均衡調和の状態を示す国民の経済的把握である。国民の -かかる経済的解釈は学説史上リストの卓越せる貢献とみられているが、一種の状況概念でも

かく、リストの国民には各種の解釈を下し得るが、国民概念そのものは必ずしも明確でない。上記の抄文での国民はそのじつ国家に当る概念構成である。ところが、別に主著の緒論には、「制定法の下に今日実現されている諸個人の統一のうちの最高のものは、国家および国民のそれである。考え得られる最高の結合は、全人類のそれである。」(傍点は原文)とあり、国民と国家は区別されてい、しかも国民は明かに国家の上位社会であり、世界聯合の構成肢体となつている。このため、かれの国民概念が改めて吟味される必要がある。そこで利

用し得るは上記のゾムマーの分類であるが,国民の本質を四つの型の基底にある共通的性格に求むれば当ぜん国民感情を重視する概念構成に落着く。かれが目的とする「独逸人の政治的経済的国民統一」の基礎理念はこの種の同一の血統・祖国愛の如き直感的な内的体験によるゲマインシャフト的のものであろう。「真の実在」たる国民はかかる型のそれであり,やがて「合理的存在」たる正常国民に発展するとみるべきであると考える。

いずれにせよ,かく国民は国家と異なる団体として取扱われ,政治的・社会的・個人的諸力を包擁し,その間の相互作用を許す統一であろう。次に国家はかれの初期の著作では諸コルポラチオーンの最高の行政機関を指すものの如く,また「綱要」では明かに政府となつてで、る。国家は一国民の政治組織たることあり,或は数国民が聯邦国家を形成する場合もあり得るわけである。そこで所題の国民生産力の担当者たり主体たるは国民といえず,国家ということになる。

第二の政策目標は農工商の三部門の均衡的発展であり、正常国民への進展が策定される。 リストは三産業部門の相互制約を説き工業の重要さを明かにし、更に新に経済発展階段説を 主張し正常国民を目指す漸進的発展を推進する。前者に就て注目すべき生産諸力の均衡の理 論を提唱する。「留針工場の場合と同様に,国民の場合にも,各個人・個々の各生産部門・最後 に全体の基礎をなすものは、すべての個人の行為が相互に釣合つているということである。 われわれはこの状態を生産諸力の均衡または調和と名づける。」(傍点は原文) このプリンシ プルははやく「綱要」に掲示されまた「農業制度論」についてわれわれの観察したところであ る。「富や力は一国領土内における農・商・工業の調和的状態によつて平等に利益を享くる ものである。この調和がなければ、国民は決して強力でも富裕でもない。単なる農業国はその 供給の点からのみでなく市場の点から云つても,外国の法律・外国の好意または悪意に左右 される。殊に工業は技術・科学・技巧を育成するものであり、富や力の淵源である。単なる 農業国民は常に貧困の状態に止まつている。(このことはセィ自身も述べている。)そして売る べきものも余り多く所有せずまた買うための代償物をそれ以上もつていないような貧乏国民 は決して盛大な商業を営むことは出来ない。」(傍点は筆者)かれは生産三部門のなかで、工 業を高く評価し「内外貿易・航海業および改善されたる農業の基礎であり、従つてまた文明 と政治的勢力の基礎である。」と述べ、工業が国民の経済的・文化的全生活に多大の影響を与 える旨を力調し、他二部門にも論及する。「単に農業のみ営む国民はその物質的生産におい て片腕のない個人である。商業は農業力と工業力との間の、またそれらの諸特殊部門間の媒 介者に過ぎない。農産物を外国の工業品と交換する国民は,他人の腕によつて支持されると ころの片腕の個人である。この支持はかかる国民にとつて役に立つが、併しその国民自体が 両腕をもつている時ほどに役に立たない。けだしその国の活動が外国の恣意に依存するから である。」(傍点は原文) 故に,農工たがいに提携し,「農業生産力はあらゆる部門にわたつ-て発達した工業力が農業と地域上・商業上および政治上緊密に結合していればいるほどいつ そう大である。工業力のこの発達に比例して、作業の分割や生産諸力の結合もまた農業にお いて発達し、――それを最高度の発達にまで高めるであろう。それ故に、諸工業力がその領 土内の全部門に亘つて最高の域にまで発達し、かつその領土と農業生産とが工業人口に対し て、その必要とする生活資料や原料品の大部分を供給するに足るほどの大きさの国民は最大 の生産力を所有し、従つて最も富裕な国民となるであろう。」

ところが、各国民はすべてがこの域に一挙に到達するのでない。自ら踏むべき一定の階段

があり、その達成は地域的の限界がある。「その土地が日常の生活必需品を、質において最も良く、また量において最も多く生産し、その気候が肉体的および精神的緊張にとつて最も有効である温帯の諸国」に限られている。その階段とは未開・牧畜・農業・農工業および農工商業のそれである。英国は当時この最後の階段に到達した唯一の国である。一の階段から他のそれへの発展は一定の条件と前提を伴う。国家はこの前提をみたし、より高度の階段へ進むため、国民の経済的養育に努むる必要がある、というのである。リストのこの階段説は独逸歴史派経済学の共通せる研究領域となつたものの最初の提言であつて、現代の見解からするとなるほど非難さるべきものを有している。が併し、独逸経済政策に就ては上記の如く確かにその目標設定に一つの標準を与えたことになる。当時独逸の国民経済はアメリカと共に第四段階にあり、工業は大部分手工業的技術で行われ、機械化せる大・中工場は地域的に偏在せる有様であり、繊維工業や鉄工業のほか機械工業の育成が要望されていた。かかる幼稚産業を哺育し英国の域に迫らねばならぬ事情にあつた。

最後に、国家は経済的後進国、ことに独逸工業の発展に対し、如何なる施設をもつて、これを如何なる程度に指導規制すべきであるかが、問われねばならぬ。その際立案さるべき施設はおおむねその国の経済情況によつて定まる。「国民の文明・政治的伸張および勢力は主としてその経済的状態によつて条件づけられる」が故に、後進国は外国の圧倒的な競争から国内市場を確保し、新興工業の育成を計るにある。そのためリストの推称する政策は教育関税と知られ、関税の創設により国内工業はそれだけ保護を受け発達することになる。輸入税率の決定は中庸のものたるべく、かの貿易禁止によつて国民生活を封鎖すべきでなく、また外国の競争を全く排除する極度に高率な輸入関税を設定すべきでない。この種の関税は一時的には国内工業品を騰貴せしめ、国民に多大の困苦を経験さすであろうが、これは失う価値以上に無限の価値を創造する生産力を獲得することにより補われる。この価値の損耗こそ、国民の工業的教育の費用に外ならない、というのである。

国内市場の確保は第一段に、保護関税制度を採用し外国勢力を牽制し、第二段に工業品の国内需要を拡大するにある。この種の需要の二大源泉はふつう工場労働者階級と農民層のそれに分つことができる。が、リストは前者に対する認識少く、従つて農業に依存する比重が大となる。ところが、農業はライン河畔等の如く大部分が零細農家であり、購買力少く、この要請に応じ難い実状にあつた。この面からも中農創設を目指す農地改革の必要が痛感されよう。これが適当に行われる暁きは、「国内農業はあらゆる改良・あらゆる新しき耕作は更に国内工業に刺戟的影響を与える。けだし、国内における農業生産の増加はすべて、それに近りせる国内工業生産の増加をその結果として招来せずにはおかないからである。」

次に国家は以上の方策を実施するに人為的干渉にいずる必要があるかどうか。かれは「綱要」において、「個人の努力による方が一そううまく促進され得るような事態のところでは、社会勢力を行使して一切のものを統制し一切のものを促進するというは愚策である。」が、さりとて「社会勢力を妨害することによつてのみ促進され得るよう事態を放任するというのも、それに劣らず愚策であり」、真理は中間にある。更に「国民の富や力を増進せしめる一切のものを助長することは、その目的が個人によつて達成され得ない限り、政府の権利であるのみならずまたその義務である」から国家干渉の必要があろうとみる。この主張は矢張り主著にも繰返され「元来無害なる交易を国民利益のために制限し調節することは、国家権力にとつて許されているのみでなく、課せられた義務でもある。国家権力は貿易禁止や保護関

税によつて、個人にその生産力と資本とを如何なる種類のものへ振向けねばならぬかを命令するものではない。」かつこれを敷衍して「国家権力はその資本の利用方法および場所もしくは従事せんとする職業の種類の如何は各人の判断に委ねている。ただ次の如くいうに過ぎない。何々の工業品は自ら生産する方がわが国民の利益であるが、併し外国の自由競争によってこの利益を得ることが出来ぬことのあつた場合に、われわれはわが国民のなかで、この新しい産業部門へその資本を振向ける人々ならびにその肉体力および精神力をこの新産業部門に捧げる人々に対してかれらがその資本を喪失しないように、また生産を失わないように必要な保証を与え、そして生産力の点でわれわれを凌駕している外国人をそそのかすために必要と思われる程度の制限を、この競争に加えた」と説き、併せて干渉の限界を明かにしている。「国家は個人の方が国家権力自体よりもよりよく知つてい、またよりよく為し得ることは何事もしない。ただたとい知つていても、個人が自分自身でなし得ないことをなすのみである。」(傍点は筆者)かく国家干渉は個人の自由なる活動が社会の利益を促進せざる場合行われ、然らざる限り、一切個人に委ねるため、干渉の上限はけつきよく条件統制の域に止まることになる。かくリストの政策基調は各企業に「広大なる合目的なる活動の舞台」(前出)を提供するにあつたわけである。これこそ、かれが1819年身を独逸商工業同盟に投じて以来、ハンザ諸都市の代弁者や官僚政治と闘うに至つた学問的性格である。

要するに、リストの保護関税論は独逸工業を英吉利に比肩し得るまで発展せしめんとする方策であり、保護政策そのものは自由貿易に至る前段階たるにあつた。ところが、当時独逸諸国には未だ国内関税が行われ、それぞれ異なる税率が実施されつつあつた。これを撤廃して互に関税同盟を結び、一体となつて外国に向いこの目的を達せんとするに至つたことは改めて説くまでもない。かれは関税同盟を重視し、これによつて初めて「独逸国民はその国民体の最も重要なる属性を獲得した」といい、この同盟を和蘭・デンマーク・ポーランド国境、さらにライン河口の沿岸を含む地域に及ぶを理想とした。関税同盟の理念はやがてかれの世界政策の構想に発展するのである。

- (1) Artur Sommer, Ebenda. SS.80-83及び高島氏 前掲書 225-6頁。
- (2) List, Ebenda. S. 268. 前掲訳書 上巻 268頁及び「綱要」前掲訳書 22-23頁。
- (3) 高島氏, 前掲書 226頁。
- (4) Sommer, Ebenda. S. 95.
- (5) Surány-Unger, Ebenda. S. 198.
- (6) List, Ebenda. S. 61. 前掲訳書 70頁。
- (7) 「関税同盟は独逸人の覚醒した国民感情にその起原を有するのであつて、各国家の財政的利害やその他の配慮に出ずるのではない。それは政治的・経済的・道徳的統一への憧れと独逸国民体への希望から生じたものである。」Gehrig. Friedrich List. S. 280.
- (8) Häns Kretschmar, Die Einheit der Volkswirtschaft in den älteren deutschen Wirtschaftslehren. Jena, 1930. S. 233.
- (9) List,「綱要」前掲訳書,25頁及び酒枝義旗氏「民族の形成」(板垣氏編「国家と経済」昭和27年) 114頁。
- (10) List, System. S. 252. 前掲訳書 253頁。
- (11) List,「綱要」前掲訳書 24頁。
- (12) List, System. S. 63, S. 67. 前掲訳書 67頁 72頁。

- (13) List, Ebenda. S. 252. 前掲訳書 253頁。
- (14) List, Ebenda. S. 243. 前掲訳書 245頁。
- (15) List, Ebenda. S. 254. 前掲訳書 255頁。
- (16) リストは「熱帯諸国は工業力について引続き温帯諸国に依存するとみた。この見解は今日もはや維持できない。熱帯衛生学はこれまで移住不可能とされた地域に居住を許し、またわれわれは印度やブラジルに機械の導入されるをみることになつた。」
  - H. Sieveking, Die Grundlage der Handelspolitik. (Göschen) Berlin. 1927. S. 85.
- (t7) List, Ebenda. S. 70. 前掲訳書 78頁。なお、リストはこれに関連し、国際貿易による諸国民の国民経済的発展に四時期あるを明かにした。「第一期に国内農業は外国工業品の輸入と国内農産物および原料品の輸出とによつて発展する。第二期に外国工業品の輸入と並んで国内工業が発達する。第三期に国内工業は国内市場の大部分に供給する。第四期に国内工業品が大量的に輸出され、外国の原料品および農産物が輸入される。」List, Ebenda. S. 70. 前掲訳書 78頁。
- (18) Gehrig, Ebenda. S. 204.
- (19) List, Ebenda. S. 63. 前掲訳書 72頁。
- (2) 「機宜に適した関税制度を採用することによつて得られる利益はリストによれば次の如くである。 (1)国内市場をわが国の国民的工業によつて確保することによつて、工業力は一切の事件・価格変動及び他国民の政治的・経済的状況の変化に対して安定させられること。(2)国内市場を国内工業家に確保することによつて、自国においてはかかる便宜を有しない他国民との競争においてその競争力を強めること。」 久保氏、前掲書 128頁。 ここで序にスミスがグラスゴウ講義で述べた下記の一節を指摘しておきたい。もつともそれは講義の公刊(1896年)がリストと50年の隔りがあるため、かれの預り知らざることであつたが。「輸入に対する諸税はそれら特定商品の製造を奨励する。たとえばハンブルクの亜麻布に対する税はこの大量輸入を妨げ、国内でより多くの亜麻布が製造される原因となる。」高島・水田両氏訳「スミス・グラスゴウ大学講義」(昭和22年)441—42頁。
- (21) List, Ebenda. S. 416. 前掲訳書 下巻 125頁。この中庸主義は財政関税についての注意であるが、 事態は教育関税にも同様である。
- 22 List, Ebenda. S.72. 前掲訳書 上巻 90頁及び小林氏訳「農地制度」282頁。
- 23 List, Ebenda. S. 76. 前掲訳書 84頁。
- 24 List, Ebenda. S. 280. 前掲訳書 279頁。
- 25 List,「綱要」前掲訳書 71頁。
- (26) List,「綱要」前掲訳書 25頁。
- 27) List, System. S. 259-60. 前掲訳書 260頁。
- 28 「個人なるものが自己の利益を最もよく知つているからといつて、自由活動が必ずしも社会の利益を促進するものでない。」List, Ebenda. S. 258. 前掲訳書 258頁。
- 29 「国家は経済の上に統制を加うるに当り、一方に於て単に各自の経済行為の行わるべき条件に干渉を加うるに止まる。而してこの場合、すべての経済主体の活動は自由に放任せられる。かかる統制を条件統制という。」高田保馬博士「全訂経済学原理」(昭和34年) 373頁。
- (30) 「合目的な保護制度は,国内工業家に対し決して独占を許すものではなく,資本と才能と労働力と を新規の未知の産業に捧げる個人に向つて,その損害を保証するに過ぎない。」(傍点は原文) List, Ebenda. S. 75. 前掲訳書 83頁。
- (31) 関税同盟とは政治的に独立せる国々が外国に対し共通の関税区域の設定のため行うところの結合である。その結果各自の関税を廃し加盟国以外の国に対し同一の関税を課さんとするものであり、すべての関税行政は統一され、これより生ずる凡ゆる関税は加盟国に分配される。
  - この同盟の理念は今日再び欧州共同市場として、 ヨーロッパ人の心中に 甦るに至つた。 ルエフ

Jacques Rueff は1957年リスト協会フランクフルト総会において共同市場とリスト精神との関連にふれたという。E. Salin, Friedrich List. Kerneuropa und die Freihandelszone, Tübingen. 1960. S.13。

(32) List, Ebenda. S. 270. 前掲訳書 270頁。

#### VI

かように、リスト経済学は「国際貿易・貿易政策および独逸関税同盟」(主著の副題)に限らず、農地制度や国外移住に亘る尨大なる国家学体系たることであり、その経済学的思考は学派に対立するいわば反対、思考といわれ、そのモデルをわれわれはかれの生産力の理論にみたわけである。

この(生産力の)理論はさきに述べた如く、ゾーデン、ミュラー或はルイ・セイ等に散見 されるが、その体系化はリストによつて行われ、始めて保護主義の基礎理論としてその合目 性が証明されるに至つた。尤も、生産力はそこでは工業生産力と理解され、独逸経済の進路 を Industrialisierung に求め, 実践的性格をもつことになる。 この工業化の着想の一つは, おそらくその重商主義解釈に由来するものであろう。かれは重商主義の実体を工業主義と規 定し、その長所として、(1)工業が農業・商業その他国民文化に及ぼす影響を認識し、(2)工業 力の培養時期に到達せる国民は国民工業に達する正当な方策を把握し、(3)これを国民的利害 から顧慮する点をあげている。リストはかく工業の重要性を重商主義から学び、これが育成 を後進国独逸の時代的課題であるとみたため、工業制度が齎らす弊害——労働者階級の困窮 ――と工業そのものを拒否する混同を戒しめたのであつた。(前出) 主著では 貧困の原因が 追求されず、分配理論は取扱われていない。ところが、数年後の「工場法」において英吉利 の労働者階級の困窮状態に言及し、工場法をもつて単なる応急措置にすきず、結局その窮状 を増大させるものとし、抜本的対策として資本と土地所有に対する課税・穀物法の廃止・過 剰労働者の国外移住・労働者の小農経営による耕作等を提案している。事態の見通しにつき 遺書で「労働階級の困窮はイギリスでは消滅するであろうが、ドイツでは現われ始めるであ ろう。」(傍点は筆者)といい、社会問題の重大性に気づき、胸ちゆう楽観と困惑の情、禁じ 得ざるものがあつたであろう。

いま、リスト経済学を学派の反対科学とみたが、それは一応かれの生産力の理論の方法的構造が、学派が経済の機械的・静態的ならびに物質的把握に終始せるに対照的だといわれるだけでない。これまで経済の輿件的事項として取扱われた、外経済的の政治的・文化的要素を経済体系のなかにとりいれ、さらに階段説や作業継続の原理を唱道し、経済の歴史性を説き、「独逸理論」への道を開いたことにある。ここで何が独逸理論であるかを統一的に説明することは困難であるが、独逸人の国民的性格の面で把えることも一つの方法である。スラニー・ウンガーはこれを敷衍して経済生活の歴史的背景・その有機的関連、理想主義=哲学的上層構造を通じて解明し、その間の法則を見出す。わたくしもかつてこの角度から、シュパンやゴットルの構成体経済学の特質を描出し、その源流を19世紀初頭のミュラーやリストに遡ると述べたことがある。さて、またリストであるが、かれは年若くしてスミス理論に(またユウストウス・メーザーの著作にも)独学沈潜しその忠実なる学徒として身を立て、やがて反撃に転じた。その学派批判は逆説的ではあるがスミスに負うところ大である。かれ

の分業論はフィヒテのそれと等しく、着想がスミスより出で、その補完を試みたものであつたし、また積極的主張たる保護政策論は自由貿易に至る前階段たることであつた。かく、かれの「貿易理論の根底に自由貿易論者たる一面をひそめたことは」は、リスト理論の形成におけるかれの初心(研究経路の)か決定的要因であつたと、みるべき証左であろう。これを仮にかれのスミス精神と呼ぼう。ところが、当時の独逸の事情はかれをそこに安住せしめず、国民体や精神的生産力の理論や教育関税の学説等一連の独逸理論を形成せしむることになった。

リストが、「ユウストウス・メーザーの土地所有はすなわち国家の株式である」との叙述をもつて開始したこの「農地制度論」は、さすがにロッシャーが評した「すぐれた歴史的感覚」をもつて、独逸零細農の成立過程やその経営の実態を観察し、それが農業生産力の発展を阻害する原因たるを突きとめ、中農経営を主体とする農場制度の設定を主張した。そしてこの提案の第一目標を、健全にして富裕なる中産農民層の創設におき、農工両部門を結びそれらの均衡を保つ楔としたことは留目されねばならぬ。ともあれ、この構想は深く独逸経済学に根を下ろし、永らくシュモラーを始めとする新歴史学派やその後の独逸農政理論の共有思想となったし、また南独逸の零細農成立に示した個性的な歴史叙述はひとをしてかの階段説の概括的考察に較べ、一段とかれの歴史観が深化発展した徴証であると、評価せしむるに至った。

----1961. 10. 15----

- (1) Friedrich Bülow, Ebenda, S. 89.
- (2) Bülow, Ebenda. S. 67.
- (3) リストの重商主義に対するキングの影響については小林氏「リスト研究」前掲書 140頁以下参照。
- (4) List, System. SS. 447-48. 前掲訳書 下巻 155頁。
- (5) 小林氏「リストの生産力論」前掲書 80頁。
- (6) List, Ebenda. Gehrigs Vorwort. XXVII. List, Vom proletariat. (Die Factorybill). 1844. Lenz, Ebenda. SS, 609—625.

- (7) List, Ebenda. S. 613.
- (8) 正木氏訳「ドイツ人の政治的・経済的国民統一」(昭和33年版)76頁。
- (9) Bülow, Ebenda, S. 95.
- (10) Suráni-Unger, Die Entwicklung der theoretischen Volkswirtschaftslehre im ersten Viertel des 20, Jahrhunderts, Jena, 1927. S, 309.
- (11) 拙稿「独逸型的経済学の特質」関西大学々報第107号(昭和8年)。
- (12) Sieveking, Grundzüge der neueren Wirtschaftsgeschichte vom 17 Jahrhundert bis Gegenwart. Leipzig. 1923. S. 82.

なお、スミスとリストについて次の研究をみよ。

高島氏「スミスとリスト」(前掲書)第5章及び大河内一男氏「スミスとリスト」(昭和24年版)後編。

- (13) List,「農地制度」前掲訳書 41頁。
- (4) 住谷一彦氏,「フリードリッヒ・リストの土地制度論」立教経済学研究(昭和32年11月号)117頁。
- (15) List, 前掲訳書 88-89頁。
- (6) List, 前掲訳書 120頁。
- (17) 小林氏の農地制度論解説に従う。前掲訳書 285頁 および W. Roscher, Ebenda. S. 978。
- (18) 田中真晴氏,「ドイツ社会政策学会の農政論とその思想的背景」京都大学経済論叢 昭和34年3月号。
- (19) 住谷氏,「フリードリッヒ・リストの歴史認識について」立教経済学研究,昭和36年6月,94頁。
- (20) リストは多年の対英抗争ののち、1846年7月英独同盟の必要をフリードリッヒ・ウイルヘルム四世と英宰相ピールに献策したが、これは欧州状勢の変化に即応せるものであつた。不幸に実現をみなかった。が、それは本文の如く、かれに対英接近の精神的基盤が伏在したため提唱されたとみることもできよう。
- (21) Gehrig, Ebenda. S. 297.

#### 正誤

フリードリッヒ・リスト (1) 本誌前号所載

- (1) 95頁注(9) 次の如く訂正。 私は二人 (ミュラーとゲンツ)
- (2) 95頁注(1) 最後に次文を加える。 この聯邦条約第19条(1815年)とは、「連邦加盟国は第一回の会合において各連邦間の商業交通ならびに航海に関し、維納会議が採択した原則に準拠して協議すべきこと」の規定である。
- (3) 95頁注(2) 3 行目中間に次文を加える。 また英吉利の宰相ピットと親交あり、その政治的理想は一時英吉利保守党のそれに基礎をおいた ことがある。ミュラーの保守主義的思考……
- (4) 96頁注(9)を新設し次文を加える。

フェルジナンド侯の所領アンハルト・ケーテンはマグデブルグとハレとの中間にあたる。(小林氏『農地制度』240頁注81.)